

東根市公益文化施設整備等事業

基本協定書（案）



平成26年 1月14日

東 根 市

東根市公益文化施設整備等事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者たる東根市（以下「甲」という。）と●、●、●及び●をその構成員とし、●をその代表者とする落札者●グループ（以下「乙」という。またその代表者を「乙の代表者」といい、その構成員と併せて「乙の構成員」という。）との間で、以下のとおり基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本基本協定は、本事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙が設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と甲との間で締結する、東根市公益文化施設（図書館、美術館（市民ギャラリー）、市民活動支援センター、共用、屋外施設）及び都市公園（以下、合わせて「本施設」という。）の調査・設計、建設、所有権移転、維持管理、運営及びこれらに関連する事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙の双方の義務を定めると共に、本事業の円滑な実施等に必要な双方の協力並びに諸手続について定めることを目的とする。

（努力義務）

第2条 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとし、東根市議会の議決を得て事業契約の効力が生じるように最善の努力をする。

2 乙は、事業契約締結のための確認協議に当たっては、本事業の入札手続にかかる審査委員会及び甲の要望を尊重する。

（事業予定者の設立）

第3条 乙は、本基本協定締結後、第6条に定める事業契約の仮契約の締結までに、事業予定者を、本店所在地を東根市内とする会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出するものとする。

2 乙の代表者並びに第5条第1項に基づき、本施設の建設に係る業務を請け負う乙の構成員及び本施設の運営（図書館業務）に係る業務を請け負う乙の構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、設立時の乙の構成員による議決権の合計の比率は全体の半数を超えるものとする。また、乙の構成員以外の者が事業予定者に出資する場合、その議決権の比率は、当該出資者単独で、事業予定者の株主中最大となつてはならない。

3 乙は、事業予定者をして、創立総会又は株主総会において取締役を選任せしめ、これを甲に報告させるものとする。かかる選任の後に取締役が改選された場合についても、乙は、事業予定者をして、その旨を甲に報告させるものとする。

4 事業契約上の事業期間中において、乙の構成員は原則として議決権比率は変更できないものとする。ただし、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られると共に、甲の利益を侵害しないと認められる場合には、甲はかかる議決権比率の変更について協議に応じるものとする。

(株式の譲渡等)

第4条 乙の構成員は、事業契約上の事業期間が終了するまでの間、事前に書面による甲の承諾を得た場合を除くほか、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他一切の処分を行わないものとする。

2 乙の構成員は、前項の甲の承諾を得て事業予定者の株式を譲渡する場合、かかる譲渡の際の譲受人をして、別紙1記載の様式及び内容の出資者保証書又は別紙2記載の様式及び内容の誓約書を予め甲宛に提出させるものとする。ただし、当該出資者保証書又は誓約書を予め提出することが困難な場合は、当該出資者保証書等に代わる覚書等を予め提出した上で、株式譲渡後速やかに、当該出資者保証書等を提出するものとする。

3 乙の構成員は、第1項の甲の承諾を得て事業予定者の株式に担保権を設定した場合には、担保権設定契約書の写しをその締結後速やかに甲に提出するものとする。

4 乙は、甲及び事業予定者の間の事業契約の仮契約の締結と同時に、乙の構成員のうち事業予定者の株式の保有者をして別紙1記載の様式及び内容の出資者保証書を作成し甲に提出させるものとし、また、乙の構成員以外の事業予定者の株式保有者全員をして別紙2記載の様式及び内容の誓約書を甲に提出させるものとする。

(業務の委託、請負)

第5条 乙は、事業予定者をして、本施設の設計に係る業務を●に、本施設の建設に係る業務を●に、本施設の開業準備に係る業務を●に、本施設の維持管理に係る業務を●に、本施設の運営に係る業務を●にそれぞれ委託し又は請け負わせるものとする。

2 乙は、甲及び事業予定者の間で事業契約が締結された後、速やかに、事業予定者をして前項に定める各業務を受託する者又は請け負わせる者との間で、業務を委託し又は請け負わせることを証する覚書等を締結させ、その写しを甲に提出するものとする。

3 第1項により事業予定者から本事業に係る各業務を受託し又は請け負った者は、受託し又は請け負った業務を誠実に実施しなければならない。

(事業契約)

第6条 甲及び乙は、本事業にかかる事業契約の仮契約を、本基本協定締結後、平成26年8月中旬を目処として、東根市議会への事業契約にかかる議案提出日までに、甲及び事業予定者の間で、締結せしめるものとする。

2 前項の仮契約は、東根市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。

3 甲は、事業契約書(案)の文言に関し、乙より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明確化するものとする。

4 甲及び乙は、事業契約の効力発生後も本事業の遂行のために協力するものとする。

(準備行為)

第7条 乙は、事業契約の効力発生前であっても、自己の費用と責任において、本事業の実施に関して必要な準備行為(設計に関する打合せを含む。)を行うことができるものとし、甲は、必要

かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。

- 2 前項の甲の協力の結果は、事業契約の効力発生後においては、事業予定者が速やかにこれを引き継ぐものとする。

(事業契約締結不調の場合の処理)

第8条 乙又は事業予定者の責めに帰すべき事由により事業契約の仮契約の締結に至らなかった場合、甲は、違約金として入札金額の100分の5に相当する金額の支払を乙に請求できるものとする。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により事業契約の仮契約の締結に至らず、これに起因して乙において損害が生じた場合、乙は、甲に対して損害賠償を請求できるものとする。

- 3 甲及び乙の責めに帰すべき事由によることなく事業契約の仮契約の締結に至らなかった場合、又は、東根市議会の議決が得られず、事業契約の効力が発生しなかった場合には、すでに甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、甲乙間に債権債務が生じないものとする。

(秘密保持)

第9条 甲と乙は、本基本協定に関する事項につき知りえた情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及び本基本協定の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、本基本協定締結の前に既に自ら保有していた場合、公知であった場合、本基本協定に関して知った後自らの責めによらずして公知になった場合、本基本協定に関して知った後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合及び甲が東根市情報公開条例(平成16年条例第1号)等に基づき開示する場合は、この限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上を証するため、本基本協定の正本を2通作成し、甲及び乙の構成員は、それぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表者が各1通を保有する。

平成●年●月●日

甲 東根市

所在地 ●
代表者氏名 ●

乙 ●グループ

(●グループの代表者)

所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 ●

(●グループの構成員)

所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 ●

(●グループの構成員)

所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 ●

(●グループの構成員)

所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 ●

別紙1 出資者保証書の書式（第4条関係）

平成●年●月●日

東根市長 ● 様

出資者保証書

東根市及び●（特別目的会社）（以下、「事業者」という。）間において、平成●年●月●日付で締結された東根市公益文化施設整備等事業における事業契約（以下、「本契約」という。）に関して、落札者●グループの構成員のうち、事業者に出資を行った●、●、●（以下、「当社ら」という。）は、本日付けをもって、貴市に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証いたします。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる用語の定義は、「本契約」に定めるとおりとします。

記

1. 「事業者」が、平成●年●月●日に、会社法上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
2. 「事業者」の本日現在における発行済株式総数は●株であり、うち、●株を●が、●株を●が、及び●株を●が、それぞれ保有していること。
3. 「当社ら」は、貴市の承諾なく、「当社ら」が保有する事業者の株式の全部又は一部の第三者への譲渡は一切行わないこと。
4. 「事業者」が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、「当社ら」が保有する「事業者」の株式の全部又は一部を金融機関等に対して譲渡し、又は同株式上に担保権を設定する場合、事前にその旨を貴市に対して書面により通知し、貴市の承諾を得た上で行うこと。
5. 第3項及び第4項に規定する場合を除き、「当社ら」は、「本契約」の終了までの間、「事業者」の株式保有するものとし、貴市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、「当社ら」の一部の者に対して「当社ら」が保有する事業者の株式の全部又は一部を譲渡する場合においても、貴市の事前の書面による承諾を得て行うこと。

所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 ●

所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 ●

所在地 ●
商号又は名称 ●
代表者氏名 ●

別紙2 誓約書の様式（第4条関係）

平成●年●月●日

東根市長 ● 様

誓 約 書

当社は、本日現在、●（特別目的会社）（以下、「事業者」という。）の株式●株を、保有しています。当社は、原則として東根市及び事業予定者との間の東根市公益文化施設整備等事業に関する事業契約の終了まで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式を譲渡、担保設定その他一切の処分をする場合には、事前に東根市から書面による承諾を得るほか、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、東根市に提出します。

所 在 地 ●

商号又は名称 ●

代表者氏名 ●